明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○水先法施行規則の一部を改正する省令（国土交通六三）　一
〔告　示〕
○令和二年度消費生活相談員資格試験の実施を公告する件（消費者庁六）　一
○政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示（財務一七四～一七九、一八二、一八三）　五
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項及び政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を告示（同一八〇）　八
○国債の発行等に関する省令第七条第三項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示（同一八一）　九
○種苗法第四十九条第一項第四号の規定に基づき品種登録を取り消した件（農林水産一二九九～一三〇四）　二
〔公　告〕
諸事項
官庁
建設業の許可の取消処分関係　三
裁判所
除権決定、破産、免責、再生関係　一七
特殊法人等
独立行政法人国立印刷局令和元事業年度財務諸表、司法書士名簿登録等関係　四五
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　五六
会社その他
会社決算公告　六〇

省令

○国土交通省令第六十三号

水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）第三十四条の規定に基づき、水先法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年七月十日

国土交通大臣　赤羽　一嘉

水先法施行規則の一部を改正する省令

水先法施行規則（昭和二十四年運輸省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを削る。

改正後		
別表第二（第二十条関係） 水先人の最低員数表		
水先区の名称	最低員数	
（略）	（略）	
（削る）	（削る）	
（略）	（略）	

改正前		
別表第二（第二十条関係） 水先人の最低員数表		
水先区の名称	最低員数	
（略）	（略）	
尾鷲水先区	一	
（略）	（略）	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。